高齢者住宅等安心確保事業

「介護予防・生活支援事業の実施について」の一部改正（2002年8月14日）に伴い、「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業実施要綱」が廃止され、新たに「高齢者住宅等安心確保事業」を実施する事となり、大阪府は下記の「取り扱い」を示しています。

対象住宅

本事業の対象住宅としては、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、登録住宅を基本とする。

公営住宅において、登録住宅と同様な扱いを行うところについては、個別に大阪府と協議の上、その取扱いを検討する。

例外的に、その周辺住宅における事業展開も市町村における地域事情に応じて、派遣することを可能とする。

サービス供給体制

これまで取り組んできた「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業」と変わりなく、派遣元は、24時間のバックアップ体制の確保を必要とする。

［生活援助員の身分］

生活援助員は、在宅介護支援センター、介護保険施設又は通所介護等事業所の職員であって市町村が適当と認めた者とする。

その他

2002年度から「介護予防・生活支援事業」のメニューに組替られたことによっても、基本的には今までの基準単価である「2,094千円」（委託先が消費税の納税義務者である場合）を念頭に適切に対応する必要がある。

●高齢者住宅等安心確保計画の策定については、これまで「高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業」により取り組んできた市町村においては、「市町村高齢者保健福祉計画」や「市町村住宅マスタープラン」等により、当該計画と同様の内容の記述・記載がある場合は、それを読み替えるものとする。

●2002年度中までに「高齢者向け優良賃貸住宅」に対して、LSA派遣を実施した場合や、これからの事業実施に当たってシルバーハウジングプロジェクトに基づき実施する場合は、上記と同様の取扱いとする。

●ただし、上記プロジェクト等に基づかずに、実施する場合は実施要綱において定められているとおり、高齢者住宅等安心確保計画の策定が必要。

●高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置については、地域の実情に応じて、実質的にその連携体制の整備が図られている組織がある場合は、例えば、在宅介護支援センター等が中心となったような連絡会等をこれに充てることにしても可能である。

例）地域ケア会議等

公営住宅等の管理と高齢者住宅等安心確保事業の連携イメージ

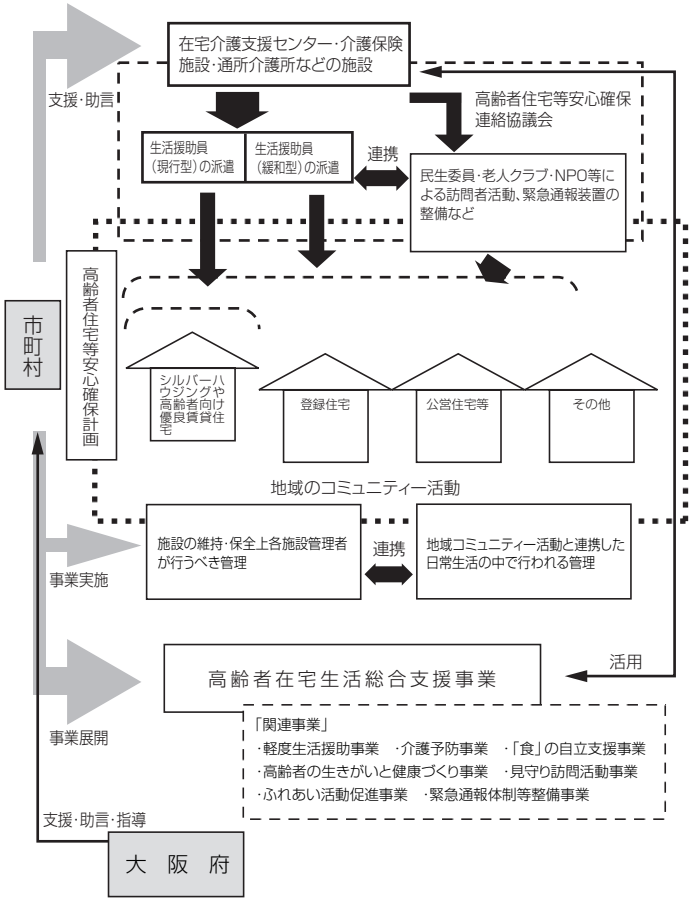

「高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業」と「高齢者住宅等安心確保事業」の対比概要

事　　項	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業（2002年度迄）	高齢者住宅等安心確保事業（2003年度～）
高齢者住宅等安心確保計画の策定	――――	●必要
高齢者住宅等安心確保連絡協議会の設置	――――	●必要
LSAの派遣住宅	①シルバーハウジング ②高齢者向け優良賃貸住宅	①シルバーハウジング ②高齢者向け優良賃貸住宅 ③登録住宅
LSAの派遣要件	●住宅戸数概ね30戸に1人を標準として派遣	●必要性が認められる範囲で弾力的に派遣
LSAの派遣費用負担	●入居者は、費用負担基準により、その費用を負担する。市町村は、入居者負担額を月単位で決定する。	●市町村は、入居者負担額を定め、入居者の負担能力に応じて、これを徴収することができる。